

新年  
2018年國



# 小松法人会 だより

第117号

平成30年1月1日発行

発行者：公益社団法人 小松法人会

編 集：広報委員会

地 域：小松市・加賀市・能美市・能美郡

事務局：小松市園町二の1 小松商工会議所内

TEL0761-24-2624 FAX0761-23-3825

E-mail hou-koma@circus.ocn.ne.jp



## 新春のごあいさつ

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様には、健やかに初春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年、当法人会の運営や事業活動等が円滑かつ着実に実施することができましたことは、会員の皆様方をはじめ役員各位並びに税務当局や関係団体各位の深いご理解と暖かいご支援の賜であり心から感謝申し上げます。

さて、我が国の経済は、引き続き回復を続けているものの、海外経済の不確実性や人手不足による企業活動への影響などがあり、先行きに不透明感が高まっております。そうした中にあって北陸では、北陸新幹線の開業効果や福井延伸工事に伴う経済効果が依然として続いているのではないかと思われます。

加えて今年の干支である「犬」は“真面目・勤勉で努力家”と言われておりますので、この新しい年が会員皆様の事業が着実に発展される年となることを願っております。

ところで、当小松法人会は、平成24年9月に新公益法人に移行してからこれまで、公益社団法人として、地域の健全な発展等のために公益事業を主体とした事業への実践に組織一丸となって取り組んでまいりました。

平成30年におきましても、『法人会は税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する、経営者の団体である』との法人会の「理念」に沿って、より一層公益社団法人として、租税教室、講演会活動、社会貢献活動等といった公益性の高い社会のニーズに応えられる事業に積極的に取り組み、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献して参りたいと考えておりますので、会員の皆様方には、本年も旧年に倍しまして、法人会活動に深いご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、会員の皆様方のますますのご健勝と会員各社の事業のご発展並びにご家族のご健勝を心から祈念いたしますとともに、関係ご当局、友誼団体の変わらぬご指導を賜りますようお願い申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



公益社団法人小松法人会  
会長  
江口 介一



### 〈石川県・各市町からのお知らせ〉

#### 個人住民税の特別徴収のお知らせ

##### 事業主のみなさまへ

**従業員の個人住民税は、事業主の特別徴収が法律で義務づけられています!**

##### ～個人住民税の特別徴収とは～

所得税の源泉徴収と同じように、事業主が従業員に代わって、毎月の給与から個人住民税(市町民税+県民税)を徴収(給与天引き)し、従業員の住所地の市町へ毎月納入する制度です。

なお、従業員が常時10名未満の事業所等は、市町長の承認を受けて年12回の納期を年2回にする納期の特例制度がありますので、詳しくは各市町へご相談ください。

《お問い合わせ先》 ◎手続について 小松市税務課 TEL: 0761-24-8030

加賀市税料金課 TEL: 0761-72-7815

能美市税務課 TEL: 0761-58-2206

川北町税務課 TEL: 076-277-1111

◎制度について 石川県総務部税務課 TEL: 076-225-1271



県税キャラクター  
直之くん

## 年頭のごあいさつ



小松税務署長  
長谷 治男

平成30年の新春を迎え、公益社団法人小松法人会の皆様方に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

また、皆様方には、平素より税務行政に対しまして、格別の御理解と多大なる御協力を賜っており、この紙面をお借りしまして、厚くお礼申し上げます。

小松法人会におかれましては、「税のオピニオンリーダー」として、長年にわたり、税知識の普及や納税意識の高揚を図るための啓蒙活動に熱心に取り組まれており、また、地域に密着した社会貢献活動にも力を入れておられるなど、社会にとって大きな役割を果たしてこられております。

税に関する高校生の作文の中に「税は、大人として社会の一端を担っているという自覚をもつための制度」、「脱税をする社会人は、掃除をさぼる小学生と同じ」とする作品がありました。

このことは、皆様方が積極的に行っている租税教室により、子供たちが税の役割や重要性を正しく理解し、関心を持ちながら成長している証であると思っております。

こうした活動に長年にわたり献身的に取り組まってきた、歴代の会長や役員の皆様方並びに会員の皆様方に対しまして、重ねてお礼申し上げますとともに、敬意を表する次第でございます。

ところで、既に御承知のとおり、消費税率の10%への引上げ及び軽減税率制度の導入が、平成31年10月に実施されます。

私ども税務行政に携わる者としましては、制度の円滑な実施に向けて、事業者の皆様に制度の内容を十分理解していただき、自ら適正な申告・納税を行っていただけるよう、小松法人会の皆様方と緊密に連携を図りながら、着実な制度の周知・広報や丁寧な相談対応に取り組んでまいりますので、更なるお力添えをいただきますよう、御理解と御協力をお願いいたします。

まもなく、平成29年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。

本年も引き続き、e-Taxや国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用した申告の推進により、納税者サービスの向上や事務処理の効率化を図ってまいりたいと考えております。

会員の皆様方には、御自身の申告のみならず、御家族及び社員の方々の確定申告にも、e-Taxなどのご利用を周知していただければ幸いでございます。

結びに当たりまして、小松法人会のますますの御発展と、新しい年が会員皆様方及び御家族の方々にとりまして、穏やかで幸多き年となりますようお祈り申し上げまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



### 平成29年分 申告所得税・復興特別所得税及び消費税・地方消費税 (個人事業者)の確定申告と納税は正しくお早めに

#### 申告所得税及び復興特別所得税の場合

申告と納付の期限は

**3月15日(木)**

振替利用者の振替納付日

**4月20日(金)**

#### 消費税及び地方消費税の場合

申告と納付の期限は

**4月2日(月)**

振替利用者の振替納付日

**4月25日(水)**



**○行動する法人会Ⅱ  
税制改正要望活動**

小松法人会では、10月5日(木)に第34回法人会全国大会で報告された「平成30年度税制改正に関する提言」の内容をもとに作成された「平成30年度税制改正に関する提言書」を11月16日(木)に和田小松市長並びに梅田小松市議会議長に提出して陳情活動を行いました。また同日には当地区選出の佐々木紀衆議院議員に対しても提言書を託し(秘書手渡し)、中小企業の立場から税制改正等を訴えました。

第34回法人会全国大会「福井大会」が10月5日(木)、福井県産業会館で全国から約1800名の会員が参加して盛大に開催されました。当会からも江口会長以下5名の役員等が参加しました。

大会は、第一部で毎日新聞専門編集委員与良正男氏の「今後の政治と経済の行方」と題した記念講演が行われ、第一部の式典では、小林栄三全法連会長の主催者挨拶、佐川宣寿国税庁長官らの来賓挨拶の後、「平成30年度税制改正に関する提言」の報告等が行われて、式典は滞りなく終了しました。

② 平成30年度税制改正に関する提言(要約)は11月に送付いたしました全法連機関紙「ほうじん(秋号)」に掲載しています。また、提言内容の詳細および具体的意見等については、全法連ホームページ「税の提言活動」のコーナーをご覧ください。

### —平成30年度 税制改正スローガン—

- 厳しい財政事情を踏まえ、国・地方とも行財政改革の徹底を!
- 超高齢化社会に対応した社会保障制度を構築するため、適正な負担と大胆な受益の抑制を!
- 地域経済と雇用の扭い手である中小企業に、税制措置でさらなる活力を!
- 中小企業は、地域経済の要。本格的な事業承継税制の創設により事業の継続を!

## 地域社会貢献活動

### ○各商工会議所・商工会との共催による講演会を実施

地域社会への貢献事業として、小松法人会と各商工会議所・商工会との共催による講演会を各支部で実施しました。多数の方の聴講ありがとうございました。講演会の詳細は左記のとおりで、当日は、各会場において「相続・贈与の税金」をはじめとする税に関する各種の小冊子等を希望者に無料で配付しました。

開催日	商工会議所	講師・演題
2811月 日(火)	小松 商工会議所	(有)中里スプリング製作所 代表取締役 中里 良一 氏 「中小企業の生き残り発想法」
711月 日(火)	加賀 商工会議所	キヤノングローバル戦略研究所 研究主幹 宮家 邦彦氏 「国際情勢と今後の 日本経済に与える影響」
411月 日(土)	能美市 商工会	政治評論家 須田慎一郎 氏 「舞台裏から見た 日本経済の行方」
1910月 日(木)	川北町 商工会	日本経済に与える影響 田崎 史郎 氏 「報道から見た これからの日本」



## 青年部会だより

### ○全国青年の集い 「高知大会」に参加

青年部会（鹿田稔夫部会長）では、11月9日（木）・10日（金）に高知県高知市において開催された第30回法人会全国青年の集いに、鹿田会長以下3名が参加しました。



【未来へ継ぐ糸「志国高知」】のスローガンのもと、全国から約1800名の青年会員が参加した大会では、租税教育活動を通して日本の次代を担っていく子どもたちに税の仕組みや税の大切さに加えて税の使われ方（社会保障制度）をこれからどのようにして伝えていくのか等について活発に話し合われました。

## 女性部会だより

### ○老人施設を慰問

女性部会（加納陽子部会長）では、毎年、老人施設の慰問活動を行っています。

本年度は、9月25日（月）に部会員等25名が加賀市の「太陽の丘」を訪れ、マンドリンの演奏や入所者と一緒にスリーブ操やクイズを行なうなど楽しいひと時を過ごしました。



○除草作業に汗  
女性部会では、毎年、春と秋の2回、社会貢献活動の一環として除草作業に取り組んでおり、本年度は、10月10日（火）に小松市、加賀市、能美市の三ヶ所で部会員が除草作業に汗を流しました。

## 租税教育活動

### ○小学生の「租税教室」（6校9回）を開催

小松法人会（青年部会、女性部会）では、次代を担う子供たちに租税の意義や役割を正しく学んでもらうための租税教育活動を活動の大きな柱と位置付けており、本年度も小学六年生を対象に租税教室を開催しました。（能美小学校及び稚松小学校は予定）

#### ◇女性部会

#### 租税教室の実施状況



授業では会員が税に関する紙芝居やクイズを織り交ぜながら税金の仕組みや使い道について、パワーポイントを使って分かりやすく説明すると、子供たちは身近のいろいろなところに多くの税金が使われていることに驚きながらも、税金の大切さについて真剣に学んでくれました。

#### ◇青年部会

開催日	学校名
12月5日(火)	木場小学校（1回）
12月7日(木)	三谷小学校（1回）
12月7日(木)	錦城小学校（2回）
1月10日(水)	能美小学校（1回）
1月25日(木)	稚松小学校（2回）
12月12日(火)	湯野小学校（2回）

### ○クイズラリーで税の勉強

青年部会では、子供たちに遊びを通して税に関心を持つもらおうと、5月21日（日）に加賀中央公園で開催された加賀子供まつり会場で「税金クイズラリー」を実施しました。約600人の子供たちが参加して、公園内の10ヶ所に設置されたクイズに優秀賞を目指してチャレンジし、広い会場を元気に駆け巡っていました。

# 法人税

## 中小企業投資促進税制等の拡充等について

中小企業の「攻めの投資」を後押しするとともに、我が国のGDPの約7割を占めるサービス産業の生産性の向上を図るため、中小企業投資促進税制の上乗せ措置を改組し、中小企業経営強化税制を創設した上で、対象設備を拡充し、これまでの上乗せ措置において対象外であった器具備品・建物附属設備を追加します（適用期限は2年間）。

※平成29年4月1日から平成31年3月31までの間に取得等をする設備について適用します。

中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の適用期限を2年延長します。



### 【税額控除の上限額】

中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制を合わせ、法人税額の20%とする。

### 【中小企業投資促進税制】

中小企業者等が、特定機械装置等の取得等をした場合に30%の特別償却又は7%の税額控除ができる制度。

### 【商業・サービス業・農林水産業活性化税制】

商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業者等が、経営改善のために店舗改修などの設備投資を行った場合に30%の特別償却又は7%の税額控除ができる制度。



# 法人税

## 所得拡大促進税制の見直しについて

大企業については、前年度比2%以上の賃上げを行う企業に支援を重点化した上で、給与支給総額の前年度からの増加額への支援を拡充します(前年度からの増加分について12%)。

中小企業については、改正前の制度を維持しつつ、前年度比2%以上の賃上げを行う企業について、給与支給総額の前年度からの増加額への支援を大幅に拡充します(前年度からの増加分について22%)。  
※平成29年4月1日以後に開始する事業年度において適用します。

	改正前	改正後																												
大企業	<p><b>【要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①給与等支給総額:平成24年度から一定割合以上増加</li> <li>②給与等支給総額:前事業年度以上</li> <li>③平均給与等支給額:前事業年度を上回る</li> </ul> <p><b>【税額控除】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給与等支給総額の24年度からの増加額の10%</li> </ul> <p>〈要件①の増加要件割合〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>増加割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H24</td><td>2%</td></tr> <tr><td>H25</td><td>2%</td></tr> <tr><td>H26</td><td>3%</td></tr> <tr><td>H27</td><td>4%</td></tr> <tr><td>H28</td><td>5%</td></tr> <tr><td>H29</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>10%控除</p>	年度	増加割合	H24	2%	H25	2%	H26	3%	H27	4%	H28	5%	H29		<p><b>【要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①・② 変更なし</li> <li>③平均給与等支給額:前年度比2%以上増の要件に変更</li> </ul> <p><b>【税額控除】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給与等支給総額の24年度からの増加額に対する10%の税額控除に加え、前年度からの増加額について、2%の税額控除を上乗せ →合計12%</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>増加割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H24</td><td>2%</td></tr> <tr><td>H25</td><td>2%</td></tr> <tr><td>H26</td><td>3%</td></tr> <tr><td>H27</td><td>4%</td></tr> <tr><td>H28</td><td>5%</td></tr> <tr><td>H29</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>12%控除</p> <p>10%控除</p>	年度	増加割合	H24	2%	H25	2%	H26	3%	H27	4%	H28	5%	H29	
年度	増加割合																													
H24	2%																													
H25	2%																													
H26	3%																													
H27	4%																													
H28	5%																													
H29																														
年度	増加割合																													
H24	2%																													
H25	2%																													
H26	3%																													
H27	4%																													
H28	5%																													
H29																														
中小企業	<p><b>【要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①～③同上</li> <li>※但し①の増加割合は以下の通り</li> </ul> <p><b>【税額控除】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給与等支給総額の24年度からの増加額の10%</li> </ul> <p>〈要件①の増加要件割合〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>増加割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H24</td><td>2%</td></tr> <tr><td>H25</td><td>2%</td></tr> <tr><td>H26</td><td>3%</td></tr> <tr><td>H27</td><td>3%</td></tr> <tr><td>H28</td><td>3%</td></tr> <tr><td>H29</td><td>3%</td></tr> </tbody> </table> <p>10%控除</p>	年度	増加割合	H24	2%	H25	2%	H26	3%	H27	3%	H28	3%	H29	3%	<p><b>【要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①～③変更なし</li> </ul> <p><b>【税額控除】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給与等支給総額の24年度からの増加額に対する10%の税額控除に加え、平均給与等支給額が前年度比2%以上増の場合は、給与等支給総額の前年度からの増加額について、12%の税額控除を上乗せ →合計22%</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>増加割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H24</td><td>2%</td></tr> <tr><td>H25</td><td>2%</td></tr> <tr><td>H26</td><td>3%</td></tr> <tr><td>H27</td><td>3%</td></tr> <tr><td>H28</td><td>3%</td></tr> <tr><td>H29</td><td>3%</td></tr> </tbody> </table> <p>(賃上げ率2%以上の場合は) 22%控除</p> <p>10%控除</p>	年度	増加割合	H24	2%	H25	2%	H26	3%	H27	3%	H28	3%	H29	3%
年度	増加割合																													
H24	2%																													
H25	2%																													
H26	3%																													
H27	3%																													
H28	3%																													
H29	3%																													
年度	増加割合																													
H24	2%																													
H25	2%																													
H26	3%																													
H27	3%																													
H28	3%																													
H29	3%																													



# 所得税

## 配偶者控除・配偶者特別控除の見直しについて

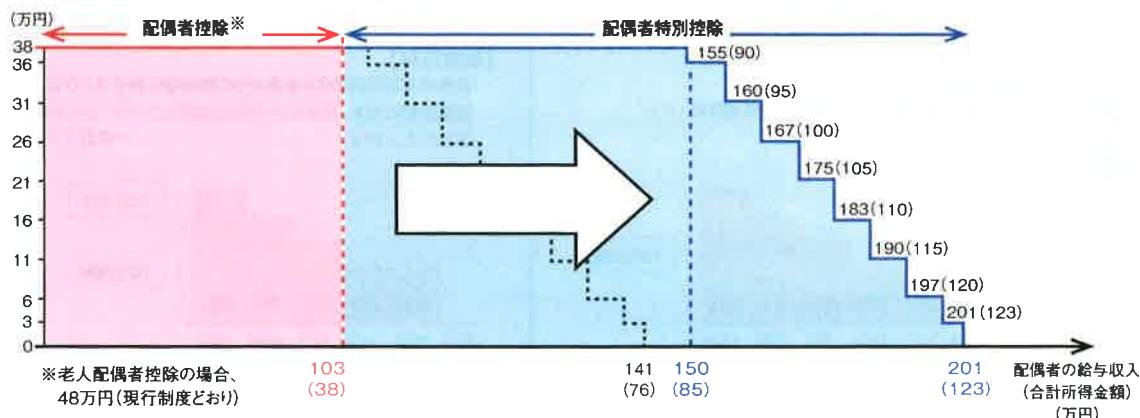
働きたい人が就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行います。

※平成30年分以後の所得税について適用します。

### ①納税者本人の受ける控除額

所得控除額38万円の対象となる配偶者の給与収入の上限を、150万円に引き上げます（現行の配偶者控除の対象となる配偶者の給与収入の上限は103万円）。

#### （例）納税者本人の給与収入が1,120万円以下の場合（合計所得金額が900万円以下の場合）



### ②納税者本人の所得制限

配偶者控除等の適用される納税者本人に収入制限を設けることとし、給与収入（合計所得金額）が1,120万円（900万円）を超える場合には以下の表のとおり控除額が遞減・消失する仕組みとします。

配偶者の給与収入（合計所得金額） ➤ (単位：万円)

納税者本人の給与収入（合計所得金額）	配偶者控除*	配偶者特別控除									
		~103 (~38)	~150 (~85)	~155 (~90)	~160 (~95)	~167 (~100)	~175 (~105)	~183 (~110)	~190 (~115)	~197 (~120)	201~ (~123~)
~1,120 (~900)	38	38	36	31	26	21	16	11	6	3	—
~1,170 (~950)	26	26	24	21	18	14	11	8	4	2	—
~1,220 (~1,000)	13	13	12	11	9	7	6	4	2	1	—
1,220~ (1,000~)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※老人配偶者控除については、納税者本人の給与収入（合計所得金額）が、①～1,120万円（～900万円）の場合、控除額48万円、②1,120～1,170万円（900～950万円）の場合、控除額32万円、③1,170万円～1,220万円（950～1,000万円）の場合、控除額16万円、④1,220万円超（1,000万円超）の場合、適用なし。



平成29年度  
納税表彰式  
平成29年11月17日(金)  
於 小松税務署

西 登茂一 氏 (法人会功績)	元山 利朗 氏 (間税会功績)
吉田 貴氏 (間税会功績)	村 恵吾 氏 (青色申告会功績)
山田 耕二郎 氏 (青色申告会功績)	

表彰を受けられた方々は、法人会、間税会及び青色申告会の発展に尽力され、その活動を通じて納税道義の高揚と税知識の普及に多大な貢献をされた方々です。なお、表彰式は11月17日(金)に小松税務署において挙行されました。

### 小松税務署長表彰



多年にわたる功績を称えて

エルタックス  
**eLTAX**

### 〈石川県・各市町からのお知らせ〉

### 地方税の電子申告 (eLTAX) のお知らせ

石川県及び県内19市町では、地方税の申告手続をインターネットで行うことができます。  
自宅やオフィスで申告手続ができ、複数の地方公共団体へ作成した申告書を一度に送信することができますので、ぜひご利用ください。

◎利用時間：8:30～24:00（土日祝日、年末年始を除く。なお、繁忙期には休日開放される場合があります。詳しくは地方税電子化協議会のホームページをご確認ください。）

#### ◎対象税目

県 税：法人県民税、法人事業税、地方法人特別税

市町村税：法人市町村民税、個人住民税（給与支払報告書等）、固定資産税（償却資産）等  
※平成29年1月から、国と市区町村にそれぞれ提出義務のある源泉徴収票と給与支払報告書の様式を統一し、eLTAXに一元的に送信することが可能になります。

#### 〈電子申告についてのお問い合わせ先〉

一般社団法人 地方税電子化協議会

ホームページ <http://www.eltax.jp/>

電話 0570-081459、03-5500-7010 [IP電話やPHSなどの場合]

受付時間 9:00～17:00（土日祝日、年末年始を除く）



# 医療費控除は 領収書が提出不要となりました

明細書を作成して提出すればOK!!

## 改正のポイント

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに  
**“医療費控除の明細書”**の添付  
が必要となりました。

※医療費の領収書は自宅で**5年間**保存する必要があります。

(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)

(注) 平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

## 医療費控除の明細書（裏面）の記載例

国税太郎さんの例（生計が同じ妻：花子さん）

国税太郎さんが受けた医療	2/18	■■病院	診療	6,000円	①
	5/28	■■病院	診療	3,400円	①

▲▲薬局	医薬品	700円	②
------	-----	------	---

国税花子さんが受けた医療	9/13	○○診療所	診療	3,300円	③
		医薬品		1,100	



- ・ 医療を受けた人
- ・ 病院・薬局ごとに医療費を合計して記載します。

平成 年分 医療費控除の明細書			
※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません			
氏名 国税 太郎			
1 医療費通知に関する事項			
医療費通知が提出する場合は、右記の(1)～(4)を記入します。 手帳記載欄が複数ある場合は複数の箇所で記入し、他の記載欄は記入されないでください。 例：複数箇所に記載する場合は「複数の記載欄」			
<input checked="" type="checkbox"/> (1) 医療費通知提出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> (2) 病院・薬局などの支払先の名前 <input checked="" type="checkbox"/> (3) 医療費の区分 <input checked="" type="checkbox"/> (4) 支給した医療費の額			
2 医療費（上記1以外）の明細 欄の書き方			
「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名前」ごとに並べて記入することができます。上記に記入したものについて、記入しないでください。			
(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名前	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額
① 国税 太郎	■■病院	□診療 □治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他医療費	9,400円
② 同上	▲▲薬局	□診療 □治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他医療費	700円
③ 国税 花子	○○診療所	□診療 □治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他医療費	4,400円

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名前	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額
① 国税 太郎	■■病院	□診療 □治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他医療費	9,400円
② 同上	▲▲薬局	□診療 □治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他医療費	700円
③ 国税 花子	○○診療所	□診療 □治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他医療費	4,400円

医療費控除の申告は  
**確定申告書等作成コーナー**で！  
「医療費控除に関する明細書」も作成できます。

作成コーナー [www.keisan.nta.go.jp](http://www.keisan.nta.go.jp)



税 稅務署

## 法人会のご案内

# 税の活動で企業・社会に貢献 法人会



法人会は税のオピニオンリーダーとして  
企業の発展を支援し  
地域の振興に寄与し  
国と社会の繁栄に貢献する  
経営者の団体です

全法連URL <http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>



## 法人会とは…

70年を超える歴史を有し、  
約80万社が加入する団体です!

昭和22年(1947年)に法人税はそれまでの賦課課税制度から申告納税制度に移行しました。しかし、当時の社会経済状況から、経営者が難解な税法を理解して、自主申告できるか危惧されました。

このため、申告納税制度の定着には納税者自身が団体を結成し、帳簿の整備、税知識の普及などを図る必要性が生じ、企業の間から自発的に法人会が誕生しました。

法人会は公平で健全な税制実現のため、会員企業の声を立法府等にアピールするとともに、税の啓発や租税教育を積極的に進めています。

### 社会に貢献する法人会!

法人会は長きにわたり、国の根幹とも言える「税」の分野を中心活動してきました。今後ともその歴史を継承し、国や社会に貢献する組織であり続けたい。この思いをもって、全国各地の法人会においても、統一的な事業やそれぞれの地域に密着した活動を展開しています。

### 経営に差がつく! 税の知識が身につく! 人脈がひろがる!

刻々と変化する社会情勢下、企業の存続・発展を図るには、正しい知識と情報が必要です。法人会では各種研修会、セミナーや情報誌などを通じて、企業経営に求められる知識や情報を提供しています。

とくに、企業の健全経営を支える税の知識については、税務署や税理士とも協力しながら、研修会・説明会等を実施しています。

これらの研修会をはじめ各事業に参加することで、法人会に加入する様々な業種の経営者と知り合い、その交流を通じてお互いの経営感覚を磨き、自らの視野を広げることができます。

「税制改正に関する提言」を  
国・地方自治体に行ってています

租税教育活動・税の啓発活動を  
積極的に行ってています

ビジネスにも役立つ多彩な  
出会いのチャンスを提供します

地域に密着した貢献活動で  
社会のお役に立っています

著名な講師による講演会や  
インターネットセミナーを開催しています

企業の人材教育や経営支援のための  
各種研修会を開催しています

会員企業だけでなく経営者や従業員も  
利用できる福利厚生制度が揃っています

活動への参加が会員相互の絆を深め  
組織力を生み出す源となります

## 法人会事務局からのお願い

下記事項に変更等がございましたら、公益社団法人 小松法人会事務局まで  
**FAX(0761-23-3825)**にてご連絡頂きますようお願い申し上げます。

### 変更届

公益社団法人  
小松法人会 御中

平成 年 月 日

所在地  
法人名  
代表者名  
電話

印

	旧	新
商号変更		
住所変更	〒	〒
代表者変更	役職名 氏 名	役職名 氏 名
その他の変更	資本金・業種・電話番号・FAX番号等に変更がありましたら、ご記入願います。	

※提出いただいた個人情報は、研修会等の開催通知、機関紙等の送付、本会の事業活動のために利用し、  
それ以外の目的で利用することは一切ありません。

**公益社団法人 小松法人会 事務局**

小松市園町ニの1 小松商工会議所内

電話(0761)24-2624 FAX(0761)23-3825  
E-Mail hou-koma@circus.ocn.ne.jp